

舞 鶴 総 第 100 号
令和 7 年 8 月 28 日

舞鶴市議会議長
肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 4 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 7 年 8 月 8 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

263,737 円

2 事件の概要

市所有自動車が駐車場内で方向転換しようとした際、駐車中の相手方自動車に接触し、相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

令和 7 年 6 月 10 日

4 発生場所

舞鶴市字堀地内

舞鶴支援学校駐車場

専決第 5 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 7 年 8 月 26 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

32,924 円

2 事件の概要

市営住宅の水道の設備不良により漏水が発生し、相手方に、水道料金が過大となる損害を与えた。

3 発生年月日

令和 7 年 5 月 8 日

4 発生場所

舞鶴市字長浜地内

市営住宅長浜団地